




学童保育所利用料を助成します

 子ども教育課  687-1594(ダイヤルイン)  932-1151(内線273)

須恵町では、学童保育所を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、助成対象となる世帯に対して利用料の一部を助成します。

▶ 対象となる世帯

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 町民税が非課税の世帯

▶ 助成内容

学童保育所に支払った利用料を、次のとおり助成します。

※ 利用料には、おやつ代・入会金・年会費・行事費・教材費などは含みません。

対象世帯	助成額	備 考
①生活保護受給世帯	利用料の100% (月5,000円を限度)	就労に伴う必要経費として控除される額は除く
②町民税非課税世帯	利用料の50% (月2,500円を限度)	別世帯でも同一住所に住む親族や同居人、同一住所に住民登録はないが、生計を一にする親族や同居人も非課税であるかの判定対象者となります。

助成を受けるための手続き

学童保育所助成事業については、9月末ごろに学童在籍のお子さんへ学童保育所を通して案内チラシをお配りしています。対象となる世帯の人は、子ども教育課窓口へ必要書類を提出してください。

▶ 必要書類など

- ・ 須恵町学童保育所利用料助成金交付申請書(子ども教育課窓口へ備え付けています)
- ・ 印鑑(認印でも可)
- ・ 助成金振込先口座の通帳のコピー(口座名義・口座番号がわかるページをコピーしてください)
- ・ 学童利用料の支払いが確認できるもの
- ・ 生活保護受給証明書(生活保護受給世帯のみ)

例 口座引落としの場合は通帳のコピーなど(通帳の表紙と助成対象月に引落とされたことがわかるすべての月の部分が必要です。関係のない部分はマジックで黒塗りしてください。)

▶ 提出先

須恵町役場 2階 子ども教育課

※ 各学童保育所(バスケットクラブ)では受け付けていません。

▶ 申請時期

① 生活保護受給世帯の人

・ 令和2年4月～令和3年3月分を ⇒ 令和2年10月1日(木)～10月30日(金)に申請

※ 令和3年3月ごろ、申請以降の10月～3月分の利用料支払が確認できる書類の提出を依頼します。

② 町民税非課税世帯の人

・ 令和2年4月～令和2年9月分を ⇒ 令和2年10月1日(木)～10月30日(金)に申請




・ 令和2年10月～令和3年3月分を ⇒ 令和3年3月10日(水)～3月31日(水)に申請

▶ 助成方法

提出された申請書の審査終了後、助成金額は決定通知書にてお知らせします。

決定した助成金は保護者名義の口座へ振り込みます。詳細は決定通知書にてご確認ください。




薬と健康の週間

 住民課  932-1467(ダイヤルイン)
 932-1151(内線117)

10月17日(土)から23日(金)までは、「薬と健康の週間」です。

医療保険制度の安定のために、ジェネリック医薬品を使用しましょう。お薬手帳は安心してお薬を使用するための大切な記録。医療機関や薬局に必ず持っていきましょう。

秋の防火週間が始まります



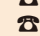
 総務課  932-1152(ダイヤルイン)
 932-1151(内線321)

糟屋地区の消防団による秋の防火週間が始まります。防火週間中の11月15日(日)は、須恵町消防団による模擬火災訓練が行われます。朝9時ごろにサイレンがなりますが、火災ではありません。

また、このサイレンは、実際の火災時と同じ音を出し、緊急時にきちんと音がでるかの点検とともに、防火意識を高める目的もあります。町民皆さんの安全を守るためのサイレンですので、ご理解をお願いします。

▶ 期 間 11月9日(月)～15日(日)

自転車保険の加入が義務化になりました

 総務課  932-1152(ダイヤルイン)
 932-1151(内線321)

福岡県自転車条例が改正されたことで10月1日(木)から、自転車利用者に自転車保険(自転車損害賠償保険など)への加入が義務付けられます。

自転車保険は、自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせた場合などに、相手の生命または身体の損害を賠償できる保険などを行います。自転車保険には、個人賠償責任保険やTSマーク付帯保険などがあります。

近年、自転車利用者が加害者となり、高額な賠償を命じられる自転車事故が全国で相次いでいます。万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。




▶ 加入対象者

- ・ 自転車利用者(子どもが利用する場合はその保護者)
- ・ 業務中に従業員に自転車を利用させる事業者
- ・ 自転車貸出業者

詳細は福岡県のホームページをご覧ください。➡



70歳到達予定者および後期高齢者のための医療制度説明会

 住民課  932-1467(ダイヤルイン)
 932-1151(内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

▶ 日 時 10月23日(金)




70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～

▶ 場 所 保健センター 1階

▶ 対象者

70歳到達予定者のための医療制度説明会
(国民健康保険加入者のみ)
昭和25年10月2日～昭和25年11月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会
昭和20年11月1日～昭和20年11月30日生まれの人

下水道の維持管理にご協力をお願いします

 上下水道課  932-1445(ダイヤルイン)
 932-1151(内線266)

下水とは、台所や風呂場、水洗トイレなどから排出される水のことです。下水がきちんと流れるよう、以下のことにご協力ください。



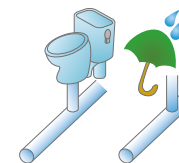
① 台所のごみは流さない。
野菜くず、食事の食べ残し、廃棄する食用油は流しから流さないようにしましょう。



② 水洗トイレには、水に溶けないものを流さない。
水洗トイレには新聞紙、ビニールくずなどを流さないようにしましょう。下水管が詰まる原因となることがあります。



③ 油や薬品を流さない。
シンナーなどの揮発性の高い危険物や廃棄する酸・アルカリなどの薬品を流さないようにしましょう。



④ 汚水管に雨水を流さない。
分流式の下水道では、汚水と雨水は別々に排水管に流すことになっています。下水道を使用する前に排水先のチェックをお願いします。